

事 務 連 絡
平成26年1月28日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校給食における衛生管理の徹底及び食中毒の発生防止について

学校給食における衛生管理の徹底及び食中毒の防止については、これまで「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第64号）等に基づき、かねてから格別の御配慮をお願いしているところです。

今般、静岡県浜松市及び広島県広島市において、学校給食を原因とするノロウイルスによる食中毒が発生しました。広島市の事案については、現在、原因の詳細を調査中ですが、浜松市の事案については、別添のとおり、厚生労働省から各都道府県等の衛生主管部局に対して通知されたところです。

については、学校給食の実施に当たっては、これらを踏まえ、保健所等関係機関との連携を図りながら、衛生管理の徹底に努めていただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市町村教育委員会並びに所管の学校及び学校給食施設等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、学校設置会社等に対し周知くださるようお願いいたします。

(参考)

○文部科学省ホームページアドレス

「学校給食衛生管理基準の施行について(通知)」平成21年4月1日

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm

○「学校給食調理場における手洗いマニュアル」平成20年3月

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/08040316.htm

○「学校給食調理従事者研修マニュアル」平成24年3月

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1321861.htm

【本件連絡先】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課学校給食係
TEL：03-5253-4111(内線2694)